明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三七）　一
○情報処理の促進に関する法律施行規則及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四八）　八
○建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　一四
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務六九）　三
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（文部科学五七）　三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（同五八）　三
○建築動態統計調査規則第四条第三項の規定による標本抽出方法を定める告示を廃止する告示（国土交通五八八）　三
〔公　告〕
諸事項
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第三十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）を実施するため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成三十年農林水産省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第七条に次の一項を加える。

5　第一項の事業報告書には、法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該卸売をする卸売業者は、当該卸売の用に供する卸売市場の周辺の地域の施設の詳細を記載しなければならない。

第一条の表改正後欄の卸売市場法施行規則第八条第二項第三号ニ中「当該生鮮食料品等の卸売」の下に「（前条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設においてするものを除く。）」を加える。

第一条の表改正後欄の卸売市場法施行規則第三十二条の次に次の二条を加える。

（事前届出）

第三十三条　第十六条第一項の規定による報告書（以下この条及び次条において「報告書」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出するときは、あらかじめ、報告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う旨、その開設者の名称、住所、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名及び連絡先その他の必要な事項を記載した届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　農林水産大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　農林水産大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（電子情報処理組織による報告書の提出）

第三十四条　電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者は、当該報告書を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項及び前条第二項の規定により付与された識別符号を、提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書を提出しなければならない。

2　報告書においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前条第二項の規定により付与される識別符号を電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。